



厚生労働省
徳島労働局



Press Release

報道関係者各位

平成29年3月21日

【照会先】

徳島労働局雇用環境・均等室

室長 佐藤 真理子

企画調整係長 森 恵子

(電話) 088(652)2718

徳島県内2社目の「プラチナくるみん」誕生！ — 四国で認定された3社のうち2社が徳島の企業 —

徳島労働局（局長 飯野弘仁）は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、株式会社 徳島銀行（徳島市、代表取締役頭取 吉岡 宏美）を認定しました。これにより、「プラチナくるみん認定」企業は、徳島県内では2社目となり、四国におけるプラチナくるみん認定企業3社のうち、2社が徳島県内の企業になります。

◆ プラチナくるみん認定企業 ◆

株式会社徳島銀行

業種：金融業 労働者数：1,129人



★ 認定通知書交付式を行います ★

日時：平成29年3月23日（木）15:00～

会場：徳島労働局4階会議室（徳島市徳島町城内6番地6）

※局長定例記者会見終了後に行います。取材に当たり、事前申し込みは不要です。

■ プラチナくるみん認定とは ■

すでに子育てサポート企業として「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と育児の両立支援の取組を行った企業を厚生労働大臣が認定する制度です。平成29年2月末現在、全国で116社が認定されています。

■ 認定によるメリット ■

- ・マークを商品、広告、求人広告などにつけることができ、子育てサポート企業であることをPRすることができます。
- ・企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待されます。
- ・税制上の割増償却（くるみん税制）が利用できます。

株式会社徳島銀行の行動計画の内容と取組

所在地：徳島市

業種：金融業

労働者数：1,129人（男性 632人、女性 497人）

1 行動計画の期間

平成27年3月1日～平成29年2月28日までの 2年間

2 行動計画の目標

目標1 当行の両立支援の取組を従業員に周知する。

目標2 年次有給休暇の取得率を上げる。

目標3 育児休業等を取得し、または育児を行う女性行員が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組を行う。



3 目標に対する取組結果

【目標1について】

平成27年9月、男性社員の育児休業促進を目的として、「パパ・ママ育休プラス」を活用したモデルを社内通達で提示するほか、両立支援制度について行内誌等により随時周知を行った。

【目標2について】

平成28年4月にリフレッシュ休暇規程を改定し、年間1日から2日（上期、下期各1日）取得可能とする等の取組を行ったことにより、平成28年は、計画策定（平成26年）時より取得率が6.1%アップした。

【目標3について】

女性管理職研修、女性リーダー養成研修等を計画し実施した。

4 計画期間中の育児休業取得状況

・男性社員・・・配偶者が出産した55名のうち14名が育児休業を取得（取得率25.5%）。

・女性社員・・・出産した36名のうち32名が育児休業を取得（取得率88.9%）。

（4名については、現在産休中で、今後育児休業を取得予定。）

5 その他の特例認定基準達成状況

（1）小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）

小学校就学の始期に達するまでの子を対象とする所定外労働の制限制度

（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準8）

① 所定外労働の削減のための措置

年2回「全行一斉定時退行励行週間」を実施。

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

リフレッシュ休暇制度

③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

「ゆう活」を実施。

（3）出産した女性労働者の継続就業率（特例認定基準9） 100%

（4）女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置（特例認定基準10）

女性管理職研修、女性リーダー養成研修等の実施。